

新旧対照表
【知的財産侵害物品に係る差止申立ての審査について（平成 20 年 3 月 31 日財関第 351 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 1 章 輸入差止申立ての審査	第 1 章 輸入差止申立ての審査
<p>法第69条の13第 1 項の規定による申立て（以下「輸入差止申立て」という。）の審査の手續及びその取扱いは、次による。</p> <p>1 申立先税関による審査事務 関税法基本通達69の13- 2 の(3)に規定する「輸入差止申立書」及び添付資料等が提出された申立先税関の本関知的財産調査官は、次のとおり審査事務を行うものとする。</p> <p>(1) 当該「輸入差止申立書」等を<u>受領</u>するとともに、輸入差止申立てをした者又はその代理人（以下「申立人」という。）から求めがあった場合その他必要な場合には、提出された「輸入差止申立書」の 1 枚目に<u>受領印</u>を押印し、その写しを申立人に交付する。</p> <p>(2)～(6) （省略）</p> <p>2 輸入差止申立書の受付等の連絡 申立先税関の本関知的財産調査官は、上記 1 の(2)により<u>受領</u>した「輸入差止申立書」の記載事項及び添付資料に不備がないことを確認したときは、速やかに次の事務を行うものとする。</p> <p>(1)及び(2) （省略）</p> <p>3 総括知的財産調査官による審査 上記 2 の(1)により連絡を受けた総括知的財産調査官は、次のとおり審査事務を行うものとする。ただし、法第69条の14の規定により専門委員へ意見を求めた以降は、「知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について（平成19 年 6 月 15 日財関第802 号）」によることとする。</p> <p>(1)及び(2) （省略）</p> <p>(3) 上記(1)の審査の結果、当該輸入差止申立ての受理、<u>不受理又は専門委員意見照会を実施すべきことが適当である旨</u>について任意の書式で意見書を作成し、当該輸入差止申立ての申立先税関の本関知的財産調査官に送付するものとする。なお、上記(1)の補正又は添付資料等の追</p>	<p>法第69条の13第 1 項の規定による申立て（以下「輸入差止申立て」という。）の審査の手續及びその取扱いは、次による。</p> <p>1 申立先税関による審査事務 関税法基本通達69の13- 2 の(3)に規定する「輸入差止申立書」及び添付資料等が提出された申立先税関の本関知的財産調査官は、次のとおり審査事務を行うものとする。</p> <p>(1) 当該「輸入差止申立書」等を<u>受け付ける</u>とともに、輸入差止申立てをした者又はその代理人（以下「申立人」という。）から求めがあった場合その他必要な場合には、提出された「輸入差止申立書」の 1 枚目に<u>受付印</u>を押印し、その写しを申立人に交付する。</p> <p>(2)～(6) （同左）</p> <p>2 輸入差止申立書の受付等の連絡 申立先税関の本関知的財産調査官は、上記 1 の(2)により<u>受け付けた</u>「輸入差止申立書」の記載事項及び添付資料に不備がないことを確認したときは、速やかに次の事務を行うものとする。</p> <p>(1)及び(2) （同左）</p> <p>3 総括知的財産調査官による審査 上記 2 の(1)により連絡を受けた総括知的財産調査官は、次のとおり審査事務を行うものとする。ただし、法第69条の14の規定により専門委員へ意見を求めた以降は、「知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について（平成19 年 6 月 15 日財関第802 号）」によることとする。</p> <p>(1)及び(2) （同左）</p> <p>(3) 上記(1)の審査の結果、当該輸入差止申立ての受理<u>又は</u>不受理について任意の書式で意見書を作成し、当該輸入差止申立ての申立先税関の本関知的財産調査官に送付するものとする。なお、上記(1)の補正又は添付資料等の追加提出等がなされたが、その内容では当該輸入差止申</p>

新旧対照表
 【知的財産侵害物品に係る差止申立ての審査について（平成 20 年 3 月 31 日財関第 351 号）】
 （注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>加提出等がなされたが、その内容では当該輸入差止申立てを受理できないことが明らかな場合及び上記(2)の期限を徒過し、その説明を求めても申立人が応答しない場合には、当該輸入差止申立ての全部又は一部を不受理とする旨の意見書を送付して差し支えない。</p> <p>(4) (省略)</p> <p>4 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 (省略)</p>	<p>立てを受理できないことが明らかな場合及び上記(2)の期限を徒過し、その説明を求めても申立人が応答しない場合には、当該輸入差止申立ての全部又は一部を不受理とする旨の意見書を送付して差し支えない。</p> <p>(4) (同左)</p> <p>4 (同左)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 (同左)</p>